

教職員の勤務時間の適正化の取組について

～お知らせ～

赤穂市教育委員会

学校を取り巻く状況が急激に変化している昨今、児童生徒の生きる力を育み、学力の向上をはじめ教育活動の充実を図るために、教職員が児童生徒とじっくりと向き合う時間の確保が求められています。赤穂市では、IT 機器を活用した事務時間の短縮化や会議にかける時間の見直しを行うなど取組を進めています。

そのような中、兵庫県教育委員会では、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」を策定し、「**教職員の定時退勤日**」や「**ノー部活デー**」を県内公立小中学校において設定・実施するよう通知しています。

赤穂市においても「**教職員の定時退勤日**」「**ノー部活デー**」の実施市内小中学校に推奨し、教職員の「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」を充実させ、生き生きと日々の教育に取り組むことのできる環境づくりを進めています。なお、実施日等は、学校により異なります。

保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いします。